

サービス統計・企業統計部会の審議状況について
(小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更)(報告)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
I 小売物価統計(基幹統計)の指定の変更	・ 令和4年1月をもって、本統計に係る指定内容のうち、統計の作成目的から、構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査の集計表に相当する部分を削除	●		【 適当と整理 】 (後記II 1(3)の審議結果を踏まえ審議)
II 小売物価統計調査(基幹統計調査)の変更 1 今回申請された変更 (1)調査の目的の変更	・ 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を廃止し、POS情報等を活用した分析に移行することに伴い、調査の目的を変更	●		【 適当と整理 】 (後記1(3)の審議結果を踏まえ審議)
(2)選定基準に基づく調査品目の変更等	① 選定基準(動向編)等に基づき、小売物価統計調査(動向編)の調査品目の一部を廃止	●		【 適当と整理 】 ◆選定基準に基づく品目の廃止は適当。ただし、選定基準における品目のあり方については引き続き検討が必要(→「今後の課題」候補) ◆POS情報の活用による調査品目の廃止は、第Ⅲ期基本計画を踏まえたものであり、適当。対象品目を拡充するなど、POS情報の活用を更に推進する余地がないか、引き続き検討が必要(→「今後の課題」候補)
	② より代表的な商品を調査するため、動向編の調査品目1品目の名称変更	●		【 適当と整理 】 (「化粧石けん」を「手洗い用石けん」に名称変更し、消費が急増しているハンドソープなどのより代表性のある商品を調査できるようにするもの)
	③ 選定基準(構造編)に基づき、構造編の地域別価格差調査において1品目を追加	●		【 適当と整理 】 (生理用ナプキンを追加するもの)
	④ 家計調査の品目(収支項目分類)が2020年1月に改定されたことに伴い、上位品目の一部について名称変更	●		【 適当と整理 】 (本調査においては、統計委員会諮問第80号の答申(平成27年9月17日付け府統委第83号)における指摘に基づき、家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群を「上位品目」として設定していることから、家計調査の品目改定に合わせて変更するもの)
(3)構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査をPOS情報等の活用による分析に移行	・ 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査を廃止し、POS情報等を活用した分析に移行	●		【 適当と整理 】 ◆POS情報の活用は、第Ⅲ期基本計画を踏まえたものであり、適当。 ◆POS情報を活用した分析を基幹統計としないことについては、集計表の利用実績が低調であること、POS情報が母集団を代表するものとはいえないこと等を踏まえ、適当。 ◆店舗形態別、銘柄別価格調査の廃止後も価格のバラツキを定期的に把握することは必要。 ◆地域差指数の必要性も含め、長期的には、構造編そのものの見直しも必要

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
(4) 調査方法の変更	① 動向編において、「携帯電話機」の調査担当者を調査員から総務大臣に変更(令和4年1月～)	●		【適当と整理】 ◆実施時期が令和4年1月からとなっていることについては、本調査の新システムへの切り替え時期(令和2年11月～令和3年2月)と重ならないようにすることで、業務上の混乱を避けるためであり、適当。
	② 「民営家賃」の報告義務者を「民営借家世帯」から「民営借家を賃貸している事業所(当該事業所が民営家賃の収納を委託している場合にあっては当該委託を受けている事業所)」に変更(令和3年1月～)	●		【適当と整理】 (従来、家賃調査(民営家賃)は「世帯」を報告者とし、不在等により世帯を調査できない場合は「事業所」を調査していたが、近年、世帯よりも事業所から価格を収集する方が多くなっていることから、報告義務者を事業所に変更するもの)
	③ 都道府県職員が調査員事務を代行できる場合を拡大し、必要に応じ調査員の訪問に代えて都道府県職員が電話により聞き取ることを可能とする変更	●		【適当と整理】 (調査の効率化及びコンプライアンス確保の観点から、必要に応じて都道府県職員が調査できるようにするもの)
	④ 都道府県調査及び総務省調査並びに②の民営家賃の調査において、報告者に書類等の提出を求める場合があることから調査方法等に明記	●		【適当と整理】 (現行調査において、報告を求める小売価格又は料金の審査に必要となる料金表等の提出を求めていること、また、民営家賃の調査において、負担軽減の観点から、事業所が管理する物件リスト等の提出を求める場合があることから、調査方法及び報告義務者の報告方法に明記するもの)
(5) 集計事項の変更	・ POS情報・ウェブスクレイピングを活用した分析などの新たな課題にリソースを安定的に振り向ける観点から、優先度が相対的に低いと考えられる集計事項の一部を廃止(令和3年1月以降の集計)	●		【適当と整理】 (利用実態等から、優先度が相対的に低いと考えられる動向編の「主要品目の年平均価格(市町村別)」のうち人口15万未満の市及び町村に係る集計、構造編の「年平均価格(市町村別)」の集計を廃止するもの。全国・都市階級別の消費者物価指数や地域差指数の作成のため、これらの地域での調査は引き続き実施。)
2 統計委員会諮問第80号の答申(平成27年9月17日付け府統委第83号)における「今後の課題」等への対応状況について	(1) 統計委員会諮問第80号の答申の「今後の課題」	●		(第2回部会で審議予定)
	(2) 「小売物価統計調査に係る部会審議結果について一更なる改善に向けたロードマップ」(平成27年9月17日付)	●		(第2回部会で審議予定)
3 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)等の指摘への対応状況について	・ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	●		(第2回部会で審議予定)
	・ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	●		(第2回部会で審議予定)

(注) 第1回(第100回サービス統計・企業統計部会)は7月3日(金)に開催

第100回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和2年7月3日（金）13:00～15:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

椿 広計（部会長）、川崎 茂、白塚 重典

【臨時委員】

成田 礼子

【審議協力者】

経済産業省、東京都、埼玉県、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局物価統計室：山形室長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：上田参事官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 小売物価統計の指定の変更及び小売物価統計調査の変更について

5 概 要

- 6月25日の統計委員会における委員の意見を共有した後、審査メモに沿って、「選定基準に基づく調査品目の変更等」、「調査方法の変更」等の審議が行われた。
- その結果、変更計画については、適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）統計委員会での意見

- ・ 将来的には行政情報等を使えば代替できる品目については小売物価統計調査をやめることを考え得るという理解でよいか。
⇒ 現在の調査方法の他によりよい方法があれば随時見直し、取り入れていく方向である。今回の変更においてもPOSデータの活用等を取り入れているところ。
- ・ 追加品目と廃止品目を別々に審議することになっていて分かりづらいため、一緒に審議できないか。また、廃止する理由は品目ごとに異なっているため、個々の品目ごとに事情を丁寧に説明してほしい。
⇒ のちほど、御説明させていただく。その際、不足があれば、御指摘いただきたい。

- ・ 物価指数を適切に作成する上では、品目が恣意的に選定されることが問題であり、そのために基準を設けて選定していると理解している。
 - ・ 委員会の意見では出産入院費には地域ごとにばらつきがあるとの指摘もあったため、代替データにより地域ごとに把握が可能なのか留意しておく必要がある。
- ⇒ 公益財団法人国民健康保険中央会の集計は、都道府県別に公表されている。

(2) 選定基準に基づく調査品目の変更等

- ・ 品目数は決まっているのか。原則として1万分の1以上を対象とするとなっているが、入れ替えているものに1万分の1以上のものがある。品目数が増加するのを避けるためか。
- ⇒ 調査品目数に上限はないが、現在、540品目を対象としている。都道府県を通じて確保しているリソースは限られていることから、中分類の中でより影響の大きい品目に入れ替えている。
- ・ 例えば、毛布を敷パッドに入れ替えるというが、敷きパッドは毛布を代替しないのではないか。毛布の需要に変化がなく、敷パッドの需要が拡大しているのであれば、毛布を残して敷パッドを追加するようなことはできないか。
- ⇒ 品目の入れ替えの対象とされているものは異質なものであって需要が移っているわけではないとの指摘かと思うが、限られたリソースを効率的に活用する観点から、中分類の中でより代表的なものとして入れ替えを行っている。
- ・ 1万分の1の基準と品目をどう定義するかとセットで議論しなければならない。細かな品目の改廃を議論することによりあまり意味はないのではないか。基準を作るのであれば、品目をどう定義するかを議論しないといけない。
- ⇒ 品目とは何かについては5年前の諮問の際にご議論いただいた。ウエイトとして活用する家計調査の消費支出金額割合を活用して品目の入れ替えを検討しているため、家計調査の収支項目に準拠している。家計調査の収支項目は、財を日本標準商品分類にのっとって分類している。品目数も、諸外国と比較して標準的と考えている。
- ・ 家計調査と同じにしなければならない理由はない。家計調査の品目を統合している品目もたくさんある。品目の概念を広い範囲に定めれば、品目改廃を頻繁に実施する必要がなくなる。調査員調査の限界があるとのことだが、POSの利活用を広げ、効率的に調査を実施できれば、より精度を上げるためにリソースを使えるのではないか。
 - ・ 品目のあり方は深遠な問題だと思うが、哲学的、理論的には結論を出しきれないため、実用的に考えるしかないと思う。物価指数の考え方では、できるだけ細かい品目で物価を把握すれば、より精密な物価指数ができる。財・サービスを生産する側はいくらでも細かく品目を分けられるが、家計の側からすると、例えば家計簿の

中に書いていく過程で、詳細に整理するには限界がある。支出を家計の側から調査するのがいいのかとの意見もあるかもしれないが、消費者が「これが一つの品目だ」と実感する、ある程度直感的、日常的な品目にならざるを得ないのではないか。今の家計調査は約9,000世帯が対象になっていると思うが、そこからボトムアップで品目を選んでいくのが現実的ではないか。これがベストなのか常に見直していくことは引き続きやっていけばいい。

- ・ 私も実査のことを聞きたいが、概念上、カリフラワーとブロッコリーのどちらを採用するかにはあまり意味はないが、実査の際にはどちらなのか明確に決めておく必要があるということではないか。
- ・ それが変わるたびにここで議論するのは意味がないと思う。
- ・ CPIのウェイトレベルの品目を代表しているかの話と、その中から抜き出して調査する品目銘柄の代替ができていくかといった話が一緒になっているため、審議がやりにくいのだと思う。毛布であっても敷パッドであっても、全体的な物価動向を把握できるものであればいいということなのではないか。
- ・ それを共通認識にして議論できればいいと思う。

・ ウェイト1万分の1を超えた品目が何品目あるのか出してもらって、議論した方がいい。

⇒ ウェイトの集計のためには、家計簿の自由記入欄まで立ち返って各品目を再集計する必要があるため難しい。

- ・ 個別企業からPOSデータで入手すれば品目ごとのウェイトの一覧表がすぐ作成できるのではないか。食品もPOSデータで把握できないか。
- ・ かつてPOSデータの活用について検討した際、個別企業のPOSデータの提供は断られ、それがネックになったと記憶している。当時、1社のみPOSデータを扱う企業があったが、一つは値段が高いこと、そこが提供をやめてしまったら把握ができなくなること、日々の細かい情報まではもらえないといった制約があったと記憶している。POSデータを使用していく方向はいいことだと思うが、今は複数企業が提供しているのか、個別の企業のPOSデータは頼めばもらえるのか、集計値でもらうのか、個別データでもらうのか、スペック情報は入手できるのか、お聞きしたい。

⇒ 現在、POSデータを把握しているマーケティングリサーチ会社は、複数社ある。今回入手するPOSデータはスペック情報も付いている。食品についてもPOSデータは存在する。個別企業のPOSデータは企業秘密であり、なかなかもらえるのではない。入手するデータは記録されたそのままのデータではなく、日単位なり、月単位の集計値となる。

- ・ POSデータにはいろいろ制約がある中で、この品目は確実に使えるものを採用したと承知。他にはPOSデータを使えそうな品目はないか。

⇒ 白物家電はネット販売が入っていないPOSデータしか販売されていないが、店頭販売の価格収集の上で活用できる可能性はある。食料品や日用品も比較的しっかりPOSデータがあるため、活用の余地はある。ただし、食料品のPOSを使っても、生鮮食品や総菜などはPOSデータがないので、少なくとも当面は調査員調査が必要と考えている。

- ・ 調査品目の変更については部会として了としたい。前回の諮問で認められた基準を前提として議論したけれども、その「前提」の部分に関する議論があったことは、しっかりと今後の課題として残す必要がある。POSデータの拡大検討と併せて今後の課題としたい。

(3) 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査をPOS情報等の活用による分析に移行

- ・ POS情報等の活用による分析に移行することはいいと思うのでぜひ頑張ってもらいたい。店舗形態別の違いはサービスの質が全然違う。店舗の入れ替えの際には店舗形態の違いを認識する必要がある。調査対象についてスーパーからコンビニに変えると、それだけでインフレが起きたように見えてしまう恐れがある。また、構造編そのものの必要性も長期的に考えていく必要がある。構造編を見直して、動向編により注力する方向性も検討してはどうか。

⇒ まず、事実関係を補足させていただく。店舗の変更をした場合は現在も、前月価格も調査し、断層が生じないように調整している。2点目はありがたい御示唆をいただいた。我々も重要なものにシフトしていくことは大事と考えている。

- ・ コンビニの中には、節約志向の商品を中心に揃えたコンビニや健康志向の商品を中心に揃えたコンビニなど様々なものがあるが、POSデータを活用した場合、全て「コンビニ」という同一の店舗形態として集約されることになるのか。

⇒ そもそも、入手可能なPOSデータには含まれないコンビニ企業があるなど、制約がある。

- ・ POSデータは全ての物価について把握しているものではなく、母集団を代表しているものでもないため、やはり基幹統計とするのは適当ではないと思う。構造編自体を見直していくことは方向としては賛成。ただ、価格のばらつきについては調査実施者が定期的に把握しておいてほしい。物価の動向を把握する上で、どの品目にどの程度の価格のばらつきがあるのかを自らまとめておく必要がある。研究報告でも構わないので出してほしい。

- ・ 諮問の論点とは異なるが、今回の調査計画に書かれていることだけを見ると、資料1-2のP.37には単に削除となっており、実際はPOSデータでの分析が行われることが、利用者の目からは見えない。調査計画の記載振りに関わることだが、利用者に対してあまりに不親切だと思うので、全体としてどのような情報提供のあり方になっているのかを示すべきではないか。調査計画の記載振りが固定的になりすぎている気がする。

- ・ 変更計画のとおりで了としたい。資料2-1の「I小売物価統計（基幹統計）」の

指定の変更」及び「Ⅱ 1（1）小売物価統計調査（基幹統計調査）の目的の変更」についても、これを踏まえた形式的なものであり、了としたい。

（４）調査方法の変更

- ・ 特に問題ないと思う。今後、また、調査員調査を総務省調査や都道府県調査に変えていく際に、新しいシステムではスムーズに変更できるのか。
- ⇒ 新しいシステムでは、調査員調査、総務省調査及び都道府県調査のデータを統合するため、現行システムよりは改善される。
- ・ 変更計画のとおりで了としたい。

（５）集計事項の変更

- ・ 特に問題ないと思うが、今後地域差指数をどう作成するのか、小さな市町村まで網羅した地域差指数が必要かを長期的な課題として検討してほしい。
- ⇒ 全国物価統計調査との統合以前は、動向編だけで地域差指数を作成していて、限定的なものしか作成できていなかった。統合したときに標本サイズを大きくして充実した統計情報を作成できるようになった。現在の地域差指数は、地域別の最低賃金等の検討に使われているので、重要であると考えているが、長期的にはあり方を考えていくことは重要と考えている。
- ・ 変更計画のとおりで了としたい。

6 その他

次回の部会は、8月5日に、開催することとされた。

また、本日の審議結果については、7月31日（金）に開催予定の第153回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）